

## 函館市介護保険要介護認定等情報提供運用要綱

### 1 目的

この要綱は、函館市が居宅サービス計画，施設サービス計画，介護予防サービス計画，第1号介護予防支援事業における計画（以下「介護サービス計画等」という。）を作成する者および被保険者等に対し，要介護認定または要支援認定（以下「認定」という。）に係る情報を有効かつ適正に提供することにより，もって被保険者の心身，環境等の状況に応じた良質な介護サービス計画等の作成への支援ならびに認定情報の適正な運用に資することを目的とする。

### 2 介護サービス計画等の作成のための提供

(1) 市長は，次号に規定する者から，認定申請を行った被保険者（以下単に「被保険者」という。）に係る介護サービス計画等を作成することを目的として，次に掲げる資料に記載された当該被保険者に係る情報の提供を求められたときは，その写し1部を交付することができる。ただし，エの資料については，当該情報を提供することについての当該主治医の同意がある場合に限る。

ア 認定調査票（概況調査）（ただし，調査実施者に関する部分を除く。）

イ 認定調査票（基本調査）

ウ 認定調査票（特記事項）

エ 主治医意見書（ただし，医師氏名および医療機関名に関する部分を除く。）

(2) 市が被保険者に係る情報を提供することができる者は，次に掲げる者であって，当該情報の提供を受けることについて当該情報に係る被保険者（精神上的障害等の理由により当該被保険者の意思を確認することが困難であると認められる場合にあっては，当該被保険者の介護に関わっている家族）（以下「被保険者等」という。）の同意を得たと認められるものとする。

ア 被保険者と居宅介護支援の提供に係る契約を締結した居宅介護

支援事業者または当該事業者の設置する事業所

イ 被保険者と居宅サービスまたは地域密着型サービスの提供に係る契約を締結した特定施設入居者生活介護事業者，認知症対応型共同生活介護事業者，小規模多機能型居宅介護事業者もしくは複合型サービス事業者もしくはこれらの事業者の設置する事業所または地域密着型介護老人福祉施設

ウ 被保険者と施設サービスの提供に係る契約を締結した介護保険施設

エ 被保険者と介護予防支援または第1号介護予防支援（以下「介護予防支援等」という。）の提供に係る契約を締結した地域包括支援センターまたは当該地域包括支援センターから介護予防支援等業務の一部を受託した居宅介護支援事業者もしくは当該事業者の設置する事業所

(3) 第1号の情報の提供は，当該情報に係る被保険者に対する認定結果の通知後でなければ行うことができない。

(4) 第1号の規定により情報の提供を求めようとする者は，認定を行った市長に対し，要介護認定等情報提供申出書（別記第1号様式）により市長に申し出なければならない。

(5) 前号の申出を行う場合においては，第2号アからエに規定する契約が締結されたことを証する書類および同号アからエに規定する者であることを証する書類を提示しなければならない。

3 介護サービス計画等作成のために情報の提供を受けた者の遵守事項

(1) 前項第1号の規定により情報の提供を受けた者は，次の事項を遵守しなければならない。同項第2号アからエに規定する契約が終了し，または解除された後においても同様とする。

ア 提供を受けた情報を，当該情報に係る被保険者の介護サービス計画等の作成以外の目的のために使用しないこと。

イ 提供を受けた情報を，当該情報に係る被保険者等の同意を得ることなく他の者へ漏らさないこと。

ウ 提供を受けた情報に係る漏えいおよび改ざんの防止その他の適

正な管理のために必要な措置を講ずること。

- (2) 前号の遵守事項に違反する行為がなされたと認める場合は、市長は、当該行為を行った者に対するそれ以降の情報提供を行わないことができる。

#### 4 認定経過の説明のための提供

- (1) 市長は、次号に規定する者から、認定に係る処分についての経過の説明を求められた場合において、必要があると認めるときは、その申出に基づき、次に掲げる資料を閲覧させ、またはその写し1部を交付することができる。ただし、エの資料については、当該情報を提供することについての当該主治医の同意がある場合に限る。

ア 認定調査票（概況調査）

イ 認定調査票（基本調査）

ウ 認定調査票（特記事項）

エ 主治医意見書

オ 介護認定審査会資料

カ 函館市介護認定審査会議事録（ただし、発言者の氏名に関する部分を除く。）

- (2) 市に対し、認定に係る処分についての経過の説明を求めることができる者は、次に掲げるものとする。

ア 当該処分に係る被保険者

イ 当該処分に係る被保険者の介護に関わっている家族

ウ 前号に掲げる資料に記載された情報の提供を求めることについて当該情報に係る被保険者等の委任を受けた者

- (3) 第2項第3号の規定は、第1号の情報の提供について準用する。

- (4) 第1号の規定により閲覧または写しの交付を求めようとする者は、認定を行った市長に対し、要介護認定等情報提供申出書（別記第2号様式）により市長に申し出なければならない。

- (5) 前号の申出を行う場合においては、第2号アからウまでのいずれかに規定する者であることを証する書類を提示しなければならない。

#### 5 資料の提供

- (1) 第2項第1号および第4項第1号に規定する情報の提供は、保健福祉部介護保険課において要介護認定等情報提供記録票（別記第3号様式）を作成のうえ行う。
- (2) 次の各号に該当すると認められるときは、情報の提供を行わない。
- ア 第1項に定める目的以外に使用すると認められるとき
  - イ 情報の提供を行うことにより、本人の生命、身体、健康、財産等の保護または市民生活の安全の確保に支障が生じ、または生じるおそれがあると認められるとき。

## 6 委任

この要綱に定めるもののほか、認定に係る情報提供の手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年3月16日から実施する。

附 則

この要綱は、交付の日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は，平成30年3月19日から実施する。

附則

この要綱は，令和元年5月1日から実施する。

附則

この要綱は，令和4年4月1日から実施する。



## 要介護認定等情報提供申出書

年 月 日

（あて先）函館市長

次のとおり介護保険の要介護認定等に係る情報が記載された資料について、提供されるよう申し出ます。

申 出 者	氏名		本人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族(続柄) ( ) <input type="checkbox"/> その他( )
	住所	〒 - 函館市 町 丁目 番 号 TEL ( )		

被 保 険 者	被保険者番号	0 0 0								
	氏名					生年月日	明・大・昭 年 月 日			
	住所	函館市 町 丁目 番 号 (市外の場合) TEL ( )								
提供資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 ( <input type="checkbox"/> 概況調査 <input type="checkbox"/> 基本調査 <input type="checkbox"/> 特記事項 ) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 【※介護サービス計画作成等に利用されることに医師の同意がない場合は提供できません】 <input type="checkbox"/> 介護認定審査会資料 <input type="checkbox"/> 函館市介護認定審査会議事録									

被 保 険 者 の 同 意	認定経過の説明のための情報提供申出の場合（要綱第4項関係）	
	私は、上記の申出者に、「提供資料」欄に掲げる資料の写しの提供を申し出ることを委任します。	
	被保険者本人等の署名 _____	代筆者氏名 _____
※被保険者による自署が困難な場合は、親族等による代筆が可能。 (続柄) _____		(続柄) _____

----- 以下は記入しないでください -----

<b>【申出者の確認方法】</b> <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証等 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 認定結果通知書 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修修了証 <input type="checkbox"/> その他の身分証明書等 ( )	担 当	収 受

